

令和 7 年度 前橋市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和 7 年 4 月策定

1. 目 的

前橋市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以降、「アクションプログラム」という。)は、前橋市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、毎年度、住宅耐震化に係る取り組みを位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2. 位置付け

本アクションプログラムは、第 3 期前橋市耐震改修促進計画に基づき策定する。

3. 計画期間

本アクションプログラムの計画期間は、第 3 期前橋市耐震改修促進計画の計画期末である令和 7 年度までとし、以降は前橋市耐震改修促進計画の改正・更新にあわせて見直すものとする。ただし、毎年度の具体的な取組内容の計画や目標、取組実績については毎年更新するものとする。

4. 対象

本アクションプログラムの対象は、建築基準法における新耐震基準(昭和 5 6 年 6 月 1 日施行)以前に建築された、前橋市内にある全ての住宅とする。

5. 取組方針

住宅の耐震化を強力に推進するために、「財政的支援」及び「普及啓発等」を行う。

「財政的支援」

- ① 木造住宅の耐震診断者派遣事業を実施
- ② 木造住宅耐震改修無料訪問相談事業
- ③ 木造住宅の耐震改修費(設計・監理費共)補助を実施
- ④ 木造住宅の耐震シェルター等設置費補助を実施

「普及啓発等」

- ① 住宅所有者に対する直接的な支援
- ② 耐震診断実施者に対する耐震化推進
- ③ 改修事業者の技術力向上等
- ④ 一般市民への周知及び普及

6. 進管理

取組方針及び前年度の取組実績・課題・改善策に基づき、毎年度の具体的な取組内容の計画や目標を設定し、ホームページで公表する。

7. 令和7年度の計画

「財政的支援」

下記事業について支援を行う。

- ① 木造住宅耐震診断者派遣事業 28戸
- ② 木造住宅耐震改修無料訪問相談事業 28戸
- ③ 木造住宅耐震改修費(設計・監理費共)補助事業 6戸
- ④ 木造住宅の耐震シェルター等設置費補助事業 1戸

「普及啓発等」

① 住宅所有者に対する直接的な支援

- ・ 固定資産税等納税通知書送付用封筒の裏面に住まいの耐震診断・耐震改修に関するお知らせを掲載し、周知を行う。
- ・ 昭和56年以前に造成・分譲された住宅団地を対象に戸別訪問を行い、チラシ等を配布し、啓発活動を実施する。

② 耐震診断実施者に対する耐震化推進

- ・ アンケート調査を実施し、耐震改修の意向を確認すると共に、耐震改修費補助制度の周知を行い意識啓発に努める。
- ・ これまでに耐震診断を実施し、「倒壊する可能性がある又は高い」と判定された住宅の所有者に対して耐震説明会・相談会の案内を送付する。

③ 改修事業者の技術力向上等

- ・ 改修事業者を対象とした耐震講習会の周知を図る。
- ・ 県が作成した改修事業者リストを公表し周知を図る。

④ 一般市民への周知普及

- ・ 一般市民向けに耐震説明会・相談会を開催する。
- ・ 群馬県住宅供給公社との共催による住宅相談会に耐震相談ブースを設置する。
- ・ 空き家対策事業と連携し、昭和56年以前に建設された空き家のリフォーム補助を活用する申請者を対象に耐震改修補助事業のリーフレットを配布し、PRを行う。
- ・ 出前講座を通じて耐震化の重要性をPRする。
- ・ 公民館や市民サービスセンターに耐震診断および耐震改修等に関するパンフレットを配置する。

8. 令和6年度の実績

(1) 取組実績

「財政的支援」

① 木造住宅の耐震診断者派遣事業及び無料訪問相談業務を実施

3回(6月・9月・12月)に期間を分けて集中的に募集を行う予定であったが、6月の募集で診断実施可能戸数に達したため、前期・後期と分けて実施した。

- ・ 前期 14戸(うち無料訪問相談 14戸)
- ・ 後期 13戸(うち無料訪問相談 13戸)

②木造住宅の耐震改修費(設計・監理費共)補助を実施

- ・ 6月10日～11月8日まで、先着戸の募集を行った。

申請件数 5戸 交付決定件数 4戸

③木造住宅の耐震シェルター等設置費補助を実施

- ・ 6月10日～12月6日まで、先着1戸の募集を行った。

申請件数 0戸

「普及啓発等」

① 住宅所有者に対する直接的な支援

- ・ 住宅相談会のPRを兼ねて、市内の住宅団地を対象に耐震診断・耐震改修に関するチラシを配布した。(配布先:元総社地区・下川淵地区・大利根地区の各一部)

②耐震診断実施者に対する耐震化推進

- ・ ダイレクトメールを送付(件数66件 内およそ1年に耐震診断を実施13件)

③改修事業者の技術力向上等

- ・ 耐震改修事業者への耐震講習会を実施(県と共同実施)
- ・ 耐震改修事業者リストを公表(県と共同実施)

④一般市民への周知及び普及

- ・ 耐震説明会・相談会を開催(令和6年8月31日)

建築士事務所協会との共催

木造住宅研究会による耐震改修工事の相談ブース設置

相談件数7件

- ・ 住宅相談会を開催(令和6年11月2日)

群馬県住宅供給公社との共催 相談件数4件

- ・ 出前講座を実施(令和6年4月3日)

木造住宅の耐震知識として、能登半島地震の被害写真を交えながら耐震の重要性を説明した。

(2) 課題

- ・ 耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある又は高い」と判定された住戸の耐震改修工事実施数の停滞
- ・ 平成29年度から開始している耐震シェルター設置に伴う補助金交付について、実績がない。

(3) 改善策

- ・ 引き続き、昭和56年以前に造成された住宅団地等に、チラシの配布を行う。
- ・ 本市木造住宅耐震診断者派遣事業を活用した所有者に対し、相談会・説明会の案内等を送付するなど耐震改修の啓発を行う。
- ・ 地域で実施する防災訓練等との連携を模索し、耐震化に関する啓発の機会増加を図る。
- ・ 耐震相談窓口において、耐震改修と合わせ、シェルターの案内に努める。